○倉敷市情報公開条例施行規則

平成10年7月7日

規則第41号

改正 平成12年8月28日規則第57号

平成14年9月27日規則第98号

平成16年9月24日規則第73号

平成17年7月27日規則第103号

平成28年4月1日規則第41号

令和元年5月7日規則第49号

令和5年3月30日規則第28号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、市長が管理する行政文書について、倉敷市情報公開条例(平成10年倉敷市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (開示請求書の提出)
- 第2条 条例第6条の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した所定の開示請求書により 行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれに掲げる事項
 - ア 条例第5条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在 地
 - イ 条例第5条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 条例第5条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 条例第5条第5号に掲げるもの そのものの有する利害関係の内容
 - (3) 開示の請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
 - (4) 開示の方法
 - (5) 連絡先の電話番号
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 開示請求書は、原則として、受付窓口で記載し、提出するものとする。ただし、開示の請

求をする者(以下「開示請求者」という。)の来庁が困難な場合は、次に掲げる方法により 提出することができる。

- (1) 郵送又はファクシミリによる提出
- (2) 代理人による提出

(開示請求の拒否)

第2条の2 市長は、条例第6条第2項の規定により開示請求を拒否するときは、所定の開示 請求却下通知書によりこれを行うものとする。

(開示決定等の通知)

- 第3条 条例第11条の規定による開示決定等の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める所定の通知書により行うものとする。
 - (1) 行政文書の全部を開示するとき 開示決定通知書
 - (2) 行政文書の一部を開示するとき 部分開示決定通知書
 - (3) 行政文書の全部を開示しないとき 不開示決定通知書

(期間延長の通知)

- 第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、所定の期間延長通知書により行うものとする。
- 2 条例第13条の規定による通知は、所定の期間特例通知書により行うものとする。 (第三者保護に関する通知)
- 第5条 市長は、条例第14条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは、所定の意見 聴取通知書により行うものとする。ただし、書面による必要がないと認められるときは、口 頭により通知することができる。
- 2 条例第14条第2項の規定による通知は、所定の意見陳述通知書により行うものとする。
- 3 条例第14条第3項の規定による通知は、所定の開示決定等第三者通知書により行うものとする。

(開示の実施等)

- 第6条 行政文書の開示は、第3条第1号又は第2号の通知書により市長が指定する日時及び 場所において行うものとする。
- 2 開示の方法については、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定めるとこ ろによるものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 当該行政文書の閲覧又は写しの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用の機器により用紙に印刷したもの の閲覧又は写しの交付
- (3) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク(以下「録音テープ等」という。) それぞれの再生機器を用いて再生したものの視聴又は記録 媒体への複写
- (4) 録音テープ等を除く電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる記録をいう。) 当該電磁的記録を現に使用し ているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は交付
- 3 前項第3号の規定による記録媒体への複写については、当該行政文書の全部が開示できる場合であって、かつ、実施機関が指定する記録媒体に容易に複写できる場合に限りこれを行うものとする。
- 4 行政文書の開示を受ける者は、当該行政文書を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 5 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、行政文書の開 示を中止することができる。

(行政文書の写しの交付)

- 第7条 行政文書の写しの交付の部数は、開示の請求1件に付き1部とする。
- 2 行政文書の写しの送付を受けようとする者は、郵便切手により必要な額を負担しなければ ならない。
- 3 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得な い理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 条例第16条第3項の規定による写しの作成に要する費用として規則で定める額は、別表のとおりとする。

(審査請求に係る諮問)

第8条 条例第18条第1項の規定による諮問は、所定の諮問書により行うものとする。 (審査会の調査)

第9条 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、条例第21条 第1項の規定により審査請求に係る行政文書の提出を求めようとするとき、又は同条第3項 の規定により諮問された事案に関する説明を求めようとするときは、市長に対し、所定の不 開示理由説明要求書により通知するものとする。

2 市長は、条例第21条第3項の規定による説明を求める旨の通知を受けたときは、当該行 政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資 料を作成し、審査会に対し説明しなければならない。

(審査会における手続)

- 第10条 審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条の参加 人をいう。)及び市長(以下「審査関係人」という。)は、条例第22条第1項の規定によ り口頭による意見の陳述を求めるときは、審査会に対し、所定の意見陳述申出書を提出しな ければならない。
- 2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査関係人に 対し、所定の意見陳述申出結果通知書によりその結果を通知するものとする。
- 3 審査関係人は、条例第23条第2項の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、 審査会に対し、所定の意見書等閲覧申出書を提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査関係人に 対し、所定の意見書等閲覧申出結果通知書によりその結果を通知するものとする。

(審査請求に対する裁決)

第11条 市長は、審査請求について審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求 について裁決をし、所定の裁決書により当該審査請求人に対し通知しなければならない。

(審査会の会長及び副会長)

- 第12条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(審査会の会議及び議事)

- 第13条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところに よる。

(文書目録)

第14条 条例第25条第1項に規定する資料の提供は、倉敷市文書管理規程(平成9年倉敷 市訓令第7号)第4条第3項に規定するファイル基準表を文書目録とすることにより行うも のとする。

(運用状況の公表の方法)

第15条 条例第25条第2項の規定による運用状況の公表は、市広報紙に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の 運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則による審査会及び審議会の最初の会議は、第13条第1項及び第14条の規定に かかわらず、市長が招集する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

3 船穂町及び真備町の編入の日前に船穂町及び真備町で作成された文書目録は、第14条に 規定する文書目録とみなす。

附 則(平成12年8月28日規則第57号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成14年9月27日規則第98号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年9月24日規則第73号)

この規則は、平成16年11月24日から施行する。

附 則(平成17年7月27日規則第103号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月7日規則第49号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第28号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

使用紙サイズ等	使用複写機等	金額(1面)
日本産業規格(産業標準化法	普通紙複写機(乾式)	10円
(昭和24年法律第185号)	カラー複写機	50円
第20条第1項の日本産業規	マイクロフィルムリーダープリンター	10円
格をいう。以下この表において		
同じ。)B列5番からA列3番ま		
で		
日本産業規格A列2番からA列	普通紙複写機(乾式)	100円
0番まで		
コンピュータ用紙	ラインプリンター	10円